平成２９年（フ）第８７８５号
東京都世田谷区深沢４丁目13―15　エフ・タカオ201
債務者　浅野　美恵
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７８７号
東京都豊島区高松３丁目７―10―201
債務者　大浦　忠明
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７８９号
東京都町田市南つくし野２丁目８―26
債務者　江成　勝義
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７９１号
東京都江東区北砂６丁目16―14―109
債務者　倉沢　礼奈
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２３６号
東京都町田市本町田2320番地２グリーンシャトルＹＡＭＡＧＡＭＩ202
債務者　鎌田　恭平
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月７日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８７０９号
東京都中野区中野３丁目40―26―301
債務者　高澤　真紀
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７１０号
神奈川県横浜市保土ケ谷区今井町488―１―108
債務者　田代　晴美
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７１１号
東京都足立区一ツ家４丁目１―３―401
債務者　加藤　宏美
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７１６号
東京都練馬区石神井町６丁目10―11―401
債務者　坂田　絵梨
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１７４号
横浜市港北区綱島台14番22号　コンシェルジュ綱島台301
債務者　竹川奈織子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２５２号
横浜市緑区竹山１丁目19番地６　サングレイス鴨居503号
債務者　牧野　美幸
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第６５７号
埼玉県和光市白子３丁目12番67号
破産者　株式会社ナカモト
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９９４号
東京都台東区上野１丁目12番６号
破産者　ネットインテクノロジーズ株式会社
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４７号
千葉県木更津市東太田３丁目９番27―301号
破産者　青柳　克彦
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１４８号
千葉県富里市十倉131番地
破産者　有限会社千葉建装
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１４９号
千葉県富里市十倉131番地
破産者　竹内　良市
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部